

【長野県独自】
長野県子育て世帯生活支援特別
給付金のご案内



子育て世帯の支援のため、**給付金の支給**を実施します！

1. 支給対象者

下記の①および②に当てはまる方

■令和5年3月31日時点で、

① **18歳未満の児童**(障害児の場合、**20歳未満**) を養育する父母等

(※令和6年2月末までに生まれた新生児等も対象になります。)

であって

②

■ **令和5年度住民税所得割非課税** である方

もしくは

■ 令和5年1月1日以降の収入が急変し、
住民税所得割非課税相当 の収入となった方

2. 支給額

児童1人当たり 一律 **3万円**

3. 給付金の支給手続き

立科町役場 町民課 福祉係
0267-88-8405 (平日8:30~17:15)



「長野県子育て世帯生活支援特別給付金」の
“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取” にご注意ください。

ご自宅や職場などに長野県・市町村や厚生労働省（の職員）などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市町村や最寄りの警察署、または警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。